

# 日常生活圏域の設定について

平成29年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課  
介護保険課



# 日常生活圏域の設定について

## 1 日常生活圏域設定の考え方

- ・国では、日常生活圏域について、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される範囲（具体的には中学校区）を想定している。
- ・指定都市である本市の場合、各種サービスの提供上の基本となる単位は行政区であるとともに、地域包括支援センターについて平成 18 年に各区 1 か所に設置してきたことなどから、第 3 期計画（平成 18 年～20 年）より、行政区を日常生活圏域として設定し、施策の充実に取り組んできたところである。
- ・地域包括支援センターについては、本市においてもよりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口（概ね 1 万人に 1 か所）や地域性を考慮した担当圏域として段階的に設置し（現在 66 か所）、高齢者に関する総合相談を実施する中で、それぞれの圏域で高齢者をとりまく現状について把握するとともに、地域ケア会議等を通じて高齢者課題を整理・分析し、課題解決に向けて地域と連携して取り組んできたところである。
- ・また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 26 年に介護保険法が改正され、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」が新たに包括的支援事業に位置づけられたことから、本市においても段階的に取組みを進め、第 6 期計画期間中に体制の整備を図ってきたところである。
- ・これらの新たな包括的支援事業を円滑に推進し、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題であったことから、平成 29 年度よりすべての地域包括支援センターに地域包括ケアの中核的な役割を担う「地域ケア推進担当」を配置し、取組みを進めてきたところである。
- ・今後、ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援を行っていく中で、地域において高齢者のニーズに基づく課題を解決し、地域の実情に応じた取組みを進めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくにあたって、本市では機能強化を図ってきた地域包括支援センターが地域包括ケアの中核的な役割を担っていくことから、第 7 期計画から地域包括支援センターが担当する圏域を日常生活圏域に設定する。
- ・なお、高齢者の身近な課題に関する取組みについては日常生活圏域を基本として取り組むこととし、在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業）や認知症の方への支援（認知症初期集中支援推進事業、認知症強化型地域包括支援センター運営事業）等の行政区単位の事業については、地域包括支援センターとのより一層の連携を図りながら、高齢者施策を推進していく。

## 2 地域密着型サービスの種類別整備エリアの考え方

地域密着型サービスについては、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、基本的には日常生活圏域内に拠点を置いてサービスを提供するが、大阪市の場合は、人口が密集しているとともに交通網が発達していることから、各事業所のサービス提供エリアは日常生活圏域よりも広域であることから、地域密着型サービスの整備エリアの考え方については、第6期計画に引き続き次のとおりとする。

	第6期計画における 整備エリアの方向性	第7期計画における 整備エリアの方向性
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
認知症対応型通所介護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
夜間対応型訪問介護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)	全市5ブロック (5 エリア)	全市5ブロック (5 エリア)
地域密着型特定施設入居者生活 介護	全市5ブロック (5 エリア)	全市5ブロック (5 エリア)
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
地域密着型通所介護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)